

令和 8（2026）年度 山鹿市一般廃棄物処理実施計画

第 1 章

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条及び同法施行規則第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、山鹿市における令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という。）を定める。

2. 計画区域 山鹿市全域

3. 計画期間 令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

第 2 章

1. ごみの排出状況

令和 6（2024）年度の排出状況、令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度の見込みは下表のとおりである。

	令和 6 年度	令和 7 年度 見込み	令和 8 年度 見込み
人口（毎年度 10 月 1 日現在）	48,130 人	47,487 人	46,853 人
ごみ総排出量 ^{注 1}	12,956 t	12,752 t	12,552 t
家庭系ごみ	8,764 t	8,586 t	8,412 t
うち災害ごみ （国補助対象外のもの）	0 t	56 t	0 t
集団回収（廃品回収等）	153 t	153 t	153 t
事業系ごみ	4,192 t	4,166 t	4,140 t
うち災害ごみ （国補助対象外のもの）	7 t	0 t	0 t
1 人 1 日当たりごみ排出量 ^{注 1}	738 g	736 g	734 g
家庭系ごみ ^{注 2}	490 g	483 g	477 g
事業系ごみ ^{注 3}	238 g	240 g	243 g

注 1 火災等で発生する災害ごみ量と資源化された量（集団回収量）を含む。

注 2 災害ごみ量と集団回収量を除く。

注 3 災害ごみ量を除く。

2. ごみの減量及びリサイクルの推進（SDGsの取り組み）

SDGs（＝持続可能な開発目標）は、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標で、日本においても様々な取り組みが行われている。本市においても、山鹿市一般廃棄物基本計画に基づき、目標達成のため「ごみの発生抑制と減量の推進」「ごみの適正処理に向けた分別の徹底」を推進する。

1) ごみの発生抑制と減量の推進

これまでの大量生産・大量廃棄の生活を見直し、使えるものを安易に廃棄せず、友人・知人に譲る、協定を締結している株式会社マーケットエンタープライズのリユース事業「おいくら」やリサイクルショップ等を利用し必要な人に届けるなどの捨てる以外の選択肢の周知に努める。また、3R（リデュース＝無駄なごみを減らす、リユース＝繰り返し使う、リサイクル＝使い終わったものを資源として再利用する）＋1R（リフューズ＝不要なものは断る）の啓発に努める。

「マイバッグ運動」などを啓発することで、さらに市民の行動の定着を図り、無駄なごみを減らす。

「生ごみのひとしぼり運動」を啓発することで、燃やすごみ重量の約半分を占める水分を減少させる。

「フードドライブ運動」「てまえどり運動」「3010運動」などを啓発することで、食品ロスを減らし、食べ物を大切にすることの意識の醸成を図る。

「BDF（バイオディーゼル燃料）キャンペーン」を実施し、廃食油の回収に努め、資源の有効活用を図る（廃食油回収は通年で実施）。

2) ごみの適正処理に向けた分別の徹底

市ホームページのごみ分別の検索システムを導入し、市民が容易に分別方法等の確認ができるようにした。さらに、増加する外国人居住者向けに「ごみの分け方・出し方」を7か国語（英語、簡体語、繁体語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、）に翻訳し、分別方法の周知を図った。

また、地域団体等の要望により実施する「出前講座」等の機会を利用して、ごみ分別の徹底等の啓発を行う。併せて、地域でごみ分別の支援等の活動ができる人材育成のための講座の実施を検討する。

さらに、小学4年生を対象として本市のごみ処理の現状などを紹介したタブレット対応電子媒体「山鹿市ごみと私たちの暮らしワークブック」を活用し、幼少期の環境学習に努めていく。

3. 処理の区分

(1) 家庭ごみ

市が処分する一般廃棄物のうち、家庭ごみ（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）の区分及び処理方法等を以下のとおり定める。

1) 市が収集する場所（以下、「ごみ収集所」という。）に排出されるごみ

家庭ごみのうち、市が定期で収集するものは、別表1の「分別区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

市民は、ごみをごみ収集所に排出する際に「排出時の形態等」の欄に適合させて、居住地区の「家庭ごみ収集日程表」（以下、「日程表」という。）に従い、収集日の午前8時30分までに排出する。ただし、市民は1回の収集日に多量のごみをごみ収集所に排出することはできない。この場合の取り扱いは、次の2)市が収集しないごみ（ア）収集困難物に定める。

なお、ごみ収集所の管理者は、当該収集所の適正な利用及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。

市は、日程表に従ってごみ収集所から収集し、それぞれ「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行う。

なお、別表1に記載する指定袋とは、「燃やすごみ専用（薄黄色）」及び「燃えないごみ専用（無色）」の低密度ポリエチレン製の透明袋であって、以下の大きさの3種類をいう。

区分	縦	横	備考
大45リットル用	800mm	650mm	折込部分200mm
中30リットル用	650mm	500mm	折込部分140mm
小10リットル用	500mm	380mm	折込部分120mm

2) 市が収集しないごみ

(ア) 収集困難物

次に示す家庭ごみは、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託し、次表に示す持込先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用は排出者の負担とする。

なお、処理施設に持ち込む場合には、適切に分別しなければならず、また次に定める(イ)排出禁止物を除かなければ、持ち込むことはできない。

区分	内容	収集運搬	持込先	処理方法
臨時ごみ	・引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出る（指定袋10個を超える）ごみ ・火災等のり災ごみ	排出者 （自己搬入） 又は 一般廃棄物 収集運搬許可 業者へ委託	山鹿市環境センター	焼却
重量物 長大物	・二人で抱えきれない重さ（60kgを超える）のもの ・収集車両に収まらない長さ（300 cmを超える）のもの ・その他市の収集能力に照らして収集が困難なもの		山鹿市 清掃事業協同組合	資源化
			山鹿植木広域行政事務組合 最終処分場	埋立

(イ) 排出禁止物

次に定める品目は、法律によるリサイクルシステムが確立していることや、施設での処理が困難であることなどの理由により、市は収集運搬及び処分（施設での受け入れを含む。）を行わない。

持込先や処理等に関しては、各品目の説明に掲げるとおりとし、その際に必要となる費用は排出者の負担とする。

- ① 家電4品目（家庭で不要になった特定家庭用機器〈エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ（電池式のものを除く）・プラズマテレビ・有機ELテレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機〉）

特定家庭用機器再商品化法（通称「家電リサイクル法」）に基づき、家電小売店による引き取りもしくは排出者自ら又は廃棄物収集運搬許可業者による指定取引場所への持ち込み又は収集運搬による対応とする。なお、分解した家電4品目も、家電4品目として取り扱う。

- ② 家庭で使用されていたパーソナルコンピューター（家庭で不要になったパーソナルコンピューター〈本体、ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイ、ノート型パーソナルコンピューター、一体型パーソナルコンピューター、タブレットパソコン〉以下、「パソコン」という。）

資源の有効な利用の促進に関する法律（通称「リサイクル法」）に基づき、排出者が自ら製造事業者の受付窓口申し込んでリサイクルを依

頼るか、リサイクル業者（一般廃棄物処分業者）、一般社団法人パソコン3R推進協会又はリネットジャパンリサイクル株式会社等にリサイクルを依頼する。なお、パソコンの内部の部品を換装すること等により不要となる各種部品は、排出者自らの責任で個人情報等を削除し、資源ごみ（金物類その他資源物）として市の収集に出すことができる。

③ 携帯電話（スマートフォンを含む。以下、「携帯電話」という。）

排出者自らの責任で個人情報等を削除し、販売業者等に処分を依頼するか、山鹿市環境センター管理棟窓口を持参する。

④ 自動車

使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称「自動車リサイクル法」）に定める、都道府県知事の登録を受けた引取業者に引き渡す。なお、車の基本的機能に必要な部品（エンジン等の走行に必要な部品、ハンドルやシート等の操舵に必要な部品、ウインカー等の表示灯、バンパー・エアバッグ・タイヤ（カバー含む）等の車体の構成部品など）に該当しない、カーナビゲーション（カーナビ）やマット、ルーフキャリア等のアクセサリーは、市の定める区分に適切に分別されたものは市の収集に出すことができる。

⑤ オートバイ（原動機付自転車含む。）

製造業者及び輸入業者が構築し、国から認定を受けた二輪車リサイクルの制度を利用するか、販売業者又はリサイクル業者（一般廃棄物処分業者）に処分を依頼する。

⑥ プレジャーボート等のF P R 船

製造業者等の団体である一般社団法人日本マリン事業協会が構築し、国から認定を受けたF P R 船リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又はリサイクル業者（一般廃棄物処分業者）に処分を依頼する。

⑦ 消火器

製造業者等が構築し、国から認定を受けた消火器リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又はリサイクル業者（一般廃棄物処分業者）に処分を依頼する。

⑧ 製造業者等でリサイクルの取り組みが行われているもの（タイヤ、バッテリー）

⑨ 取扱や設置又は撤去の際に専門業者の知識や技術が必要なもの（ピアノ、電気温水器、ガス湯沸器、太陽光発電設備、耐火金庫など）

製造業者、販売業者、施工業者等に処分を依頼する。

- ⑩ 宗教行為に係るもの（神棚、仏壇）（墓石、仏像等は別に定める）
廃棄物として取り扱うことは適切でないため、製造業者、販売業者、
施工業者等に処分を依頼する。ただし、排出者自らが分解・解体等を行
い、市の定める区分に適切に分別されたものは、市の収集に出すことが
できる。
- ⑪ 自然にあるもの（土、砂、泥、石、岩などの不燃物）
- ⑫ 紙幣・硬貨
- ⑬ 取り扱いに危険を伴うもの（廃油類、農薬、揮発油〈ガソリン、ペンキ、
シンナーなど〉、火薬類、発煙筒、ガスボンベ、感染性を有する恐れのある
もの〈在宅医療廃棄物など〉など）
製造業者、販売業者等に処分を依頼する。
- ⑭ 一般家庭から排出されることが通常想定されないもの（墓石・仏像、農業
用資材・農機具、ドラム缶、鉄骨、多量の廃コンクリートなどの廃材、レ
ジスター、仮設トイレなど）
製造業者、販売業者、リサイクル業者等に処分を依頼する。

(2) 事業ごみ（産業廃棄物を除く）

事業活動に伴い発生する一般廃棄物（事業の用に供する建築物又は敷地等〈併用住宅の時は事業の用に供する部分に限る。〉から排出されるごみ）は、事業者が自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託し、市の処理施設に持ち込む。

なお、市の処理施設に持ち込む場合には、次表のとおり適切に分別しなければならず、前に定める(イ)排出禁止物を除かなければ、持ち込むことはできない。さらに、医療関係機関等から排出される感染性の恐れがある性状を有するごみは、原則として感染性を有しない状態にしたうえでなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。また、その際に必要となる費用は排出者の負担とする。

分別区分	内容	収集運搬	持込先	処理方法
可燃性ごみ	調理くず、リサイクルが困難な紙屑、タンスなどの木製品など	排出事業者 又は 一般廃棄物 収集運搬 許可業者	山鹿市環境センター	焼却
資源化 できるもの	古紙類（新聞・ダンボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスパーパーなど）		山鹿市 清掃事業協同組合	資源化

(3) その他

1) 不法投棄廃棄物

不法投棄された廃棄物は、その投棄者が処理を行う。ただし、投棄者が不明な場合は、その土地の所有者又は管理者が処理する。その際に必要となる費用は土地の所有者又は管理者の負担とする。

2) 動物の死体

公道上のへい死動物等（60cm×40cm×40cmの容器等に収まるもの）は、市民の通報等に応じて土地の管理者が収集して山鹿市環境センターに搬入する。

公道以外のへい死動物等は、その土地の所有者又は管理者が処理する。その際に必要となる費用は土地の所有者又は管理者の負担とする。

また、狩猟等による動物の死骸で市が定める処理をされたものは、山鹿市環境センターに搬入できる。その際に必要となる費用は、搬入者の負担とする。

なお、家庭で飼育していた動物の亡骸は、民間のペット霊園等で火葬し慰霊することを妨げない。この場合は、当該亡骸は廃棄物処理法上の廃棄物に該当しな

い（ペット霊園等による取り扱いは可能とする）。

3) ボランティアごみ

公共の場所（道路、公園、河川及びその他公共の用に供せられている場所）を市民や地域団体（行政区、PTA、子ども会等）が営利を目的とせずにボランティアを実施する場合、ボランティアを実施する主催者等が事前に市に連絡し、排出方法や処理に必要な費用等を協議する。また、排出されるごみ（市の指示する分別を行ったもの）は、市の指示に従い主催者等が搬入し市が処分する。

ただし、個人等が自宅周辺の公共の場所で行うごみ拾いや地域団体以外の団体が実施するボランティアは、この限りでない。

(4) ごみの排出ルール違反への対応

1) 違反シールの貼付

「3 処理の区分」の「(1)家庭ごみ」、「(2)事業ごみ」及び「(3)その他」の事項に従わずにごみ収集所に排出された違反ごみに対しては、違反シールを貼付し、必要な期間ごみ収集所に残置し、違反者に対し改善を促す。必要な期間を過ぎても改善されない場合は、ごみ収集所の管理者又は市などが、適切に分別して排出するなどの処理を行う。

なお、残置した違反ごみの紛失や個人情報の漏洩などに、市及びごみ収集所の管理者は関知しない。

2) 1)によって改善されない場合

1)の対応にもかかわらず改善が図られない場合であって、同様の行為が繰り返されるなど悪質な場合には、開封調査さらに監視カメラの設置等を検討し違反者の特定に努め、当該違反者に対し指導を行う。

ただし、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を勘案し、必要な場合にはやむを得ず収集を行い、適正な処理を行う。

4. 収集・運搬体制

1) 家庭ごみの収集運搬業務委託体制

家庭ごみの分別収集は、業務委託により収集運搬を行っている。地域、品目及び受託業者は、別表2に示す。

2) 事業ごみ等の収集運搬体制

事業ごみや家庭からの一時多量ごみの収集運搬は、排出者自らが処理施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して実施する。

なお、廃棄物処理法第7条第1項に基づき、市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者は別表3に示すとおりである。

また、一般廃棄物収集運搬業（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の許可は、山鹿市一般廃棄物処理基本計画や本計画における本市のごみ発生量に対し、既存の許可業者で十分に処理体制が整うことから、原則として新規許可を行わない。ただし、市の家庭ごみ収集体制に変更が生じた場合、新規許可を行うことを検討する。

5. 中間処理体制

(1) 焼却施設

市が収集あるいは自己搬入される燃やすごみや可燃性粗大ごみ、事業所などから排出される調理くずなどの可燃性ごみ及び市が委託する資源ごみ等リサイクル推進業務から発生する可燃性残渣は、山鹿市環境センターで焼却処理する。焼却処理後の焼却灰等は、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場で埋立処分する。

なお、受入時間は原則として月曜日から土曜日（12月31日から1月3日を除く）までの午前9時から午後4時までとする。

名称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所在地
山鹿市環境センター	燃やすごみ、可燃性粗大ごみ、調理くずなど	間欠運転式	46 t / 日	山鹿市石 416

(2) 資源化施設

1) 資源ごみ等リサイクル推進業務委託

市が収集あるいは自己搬入される紙、ペットボトル等の資源ごみ及び不燃性粗大ごみ、事業所などから排出される古紙類は、山鹿市清掃事業協同組合で選別・圧縮等の処理を行い再資源化する。処理後の可燃性残渣は、山鹿市環境センターで焼却処理し、不燃性残渣と焼却処理で発生した焼却灰は、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場で埋立処分する。

なお、受託業務における山鹿市清掃事業協同組合の受入時間は、原則として月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）までの午前8時30分から午後4時までとする。

名称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所在地
山鹿市 清掃事業協同組合	資源ごみ、不燃性 粗大ごみなど	選別・圧縮・ 梱包・貯留	9.1 t / 日	山鹿市 鍋田 1507-1

2) 一般廃棄物の処分業の許可業者

市の処理施設で受入を行っていないリサイクルが可能なものの適正処理を確保するため、廃棄物処理法第7条第6項に基づき、市の一般廃棄物処分業の許可を受けている業者を次に示す（令和7年3月1日現在）。

なお、一般廃棄物処分業の許可は、山鹿市一般廃棄物処理基本計画や本計画における本市のごみ発生量に対し、処理体制が整うことから、原則として新規許可を行わない。ただし、必要に応じて新規許可を行うことを検討する。

名称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力 (8h)	所在地
有クリーン 健康社	空き缶	選別・圧縮	9.1 t / 日	山鹿市 鍋田 1507-2
	紙くず	選別・圧	73.7 t / 日	
	廃プラスチック類	縮・梱包	130.5 t / 日	
	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿ほか	選別・ 堆肥化	4.5 t / 日	

6. 最終処分体制

(1) 埋立施設

市が収集あるいは自己搬入される燃えないごみや山鹿市環境センターの焼却灰、市が委託する資源ごみ等リサイクル推進業務から発生する不燃性残渣は、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場で埋立処分する。

なお、受入時間は原則として月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）までの午前8時30分から午後4時までとする。

名称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所在地
山鹿植木 広域行政事務組合 最終処分場	燃えないごみ、 焼却灰、不燃性 残渣など	サンドイッチ セル併用方式	埋立残余容量 109,645 m ³	熊本市北区 植木町轟 2582-6

第3章

1. し尿及び浄化槽汚泥の状況

令和6（2024）年度の排出状況、令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度の見込みは下表のとおりである。

種類	令和6年度	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
くみ取りし尿	1, 928k l	1, 811k l	1, 701k l
浄化槽汚泥	12, 896k l	12, 634k l	12, 377k l

2. し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処理体制

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、別表3に示す許可業者が各戸訪問・収集して山鹿浄水センターし尿等受入施設に持ち込み、下水道に投入し処理する。し渣は山鹿市環境センターで焼却処理し、焼却灰は山鹿植木広域行政事務組合最終処分場で埋立処分する。

また、農業集落排水処理施設で発生したし渣及び脱水汚泥は、山鹿市環境センターで焼却処理し、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場で埋立処理する。

一般廃棄物収集運搬業（し尿及び浄化槽汚泥に限る）及び浄化槽清掃業の許可は、山鹿市一般廃棄物処理基本計画や本計画における本市のし尿・浄化槽汚泥の発生量に対し、既存の許可業者で十分に処理体制が整うことから、原則として新規許可を行わない。

第4章

1. 関係市町村との協力による適正なりサイクルの推進

本市及び他市町村の間での一般廃棄物の移動（本市域内で発生する一般廃棄物が他市町村で処理される場合及び他市町村で発生した一般廃棄物が本市内の一般廃棄物処理施設で処理される場合をいう。ただし、本市又は他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合を除く。）は、関係市町村間における一般廃棄物処理計画の調和が保たれていることが必要である。そのため他市町村等から事前に協議があり、それぞれの一般廃棄物処理計画の整合が図られた場合のみこれを認める。

2. 災害ごみ

国の補助対象災害となる災害廃棄物の処理は、必要に応じて山鹿市災害廃棄物処理計画に基づき適正処理を行う。